

課題説明シート

タイトル	宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域の指定について	
課題を抱える事業等の概要	盛土等の造成行為については、その目的や土地の用途（宅地、森林、農地等）などにおいて、各法律により規制されています。	
課題の概要	令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、盛土等に関する各法律による規制が必ずしも十分でない区域が存在していること等を踏まえ、現行の「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途等に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。	
課題解決の手段・道筋	施行後2年以内の経過措置期間内に、都道府県知事等（指定都市、中核市）が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定後、新たな規制が適用されます。	
課題解決にあたっての留意事項等	盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに規制区域の指定のために必要な調査を実施する必要があります。盛土等に伴う災害が発生するリスクのある区域は、できる限り広く、人命を守るため必要十分な区域が規制区域に指定されるよう留意することが重要です。	
担当部署	都市政策部建築指導課開発審査係 Tel：0564-23-6253	
参考情報 (関連HPや 計画等)	名称	URL
	盛土規制法総合窓口（ポータルサイト）【国土交通省】	https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html